入　札　説　明　書

ちばし安全・安心メール
配信システム賃貸借

千葉市市民局市民自治推進部地域安全課

令和４年６月２１日千葉市公告第４９７号により公告したちばし安全・安心メール配信システム賃貸借の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

１　一般競争入札に付する事項

（１）件名

ちばし安全・安心メール配信システム賃貸借

（２）調達物品の品質等

仕様書で指定する特質等を有すること。

（３）賃貸借期間

令和４年１２月１日から令和９年１１月３０日までの６０か月間

（４）納入期限

令和４年１１月３０日

（５）納入場所

千葉市役所及び千葉市が指定又は承認する場所

２　入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

（１）令和４・５年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。ただし、キについて、新型コロナウイルス感染症等影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第２５号）第３条又は地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第５９条による猶予制度の適用を受けている場合はこの限りでない。

ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから、２年間を経過しない者

イ　当該入札日前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ　千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）に基づく指名

カ　千葉市内において、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に違反している者

キ　千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク　千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあっては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

（３）過去５年の間に本市又は国、県若しくは他の地方公共団体と同様の契約（賃貸借又は業務委託等の種別は問わない）を２回以上契約実績があること。

３　入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加確認申請書及び関係資料を提出し、入札参加

確認資格の確認を受けなければならない。

（１）申請書等の配布

公告の日から前記３の契約事務担当課において配布する（日曜日、土曜日及び休日を除く午前９時３０分から午後４時３０分まで）。又は、千葉市ホームページ内「入札情報等」の入札（見積）募集案件「物品」のページ（https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/buppin/index.html）に掲載するので、当事業の箇所からダウンロードして使用すること。

（２）提出期間

公告の日から令和４年７月６日（水）まで

（３）提出方法

入札参加資格確認申請書等の提出は、前記３の契約事務担当課への持参又は郵送によること。

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前９時３０分から午後４時３０分までとすること。

郵便による場合は、封筒に「入札参加資格申請書等在中」と朱書きして、前記３の契約事務担当課宛てに、令和４年７月４日（月）までに書留郵便にて必着のこと。

（４）提出書類

ア　入札参加資格確認申請書　※必須

イ　委任状

エ　前記２（３）を証する書類　※必須

オ　誓約書　※必須

カ　市税完納及び特別徴収に関する証明書（千葉市内に本店又は営業所等を有する者のみ）

＊公告日前３か月以内に発行されたもの（写しでも可）

（５）確認通知

令和４年７月１３日（水）までに、申請者宛てに「入札参加資格確認結果通知書」を発送する。

４　質問の受付及び回答

（１）質問の受付

ア　受付期間　令和４年６月２２日（水）から令和４年６月２９日（水）１６時００分まで

イ　質問の方法

本入札について質問のある者は、後記９の契約事務担当課の電子メールアドレス宛に送信すること。送信にあたっては、表題は「ちばし安全・安心メール配信システム賃貸借に関する質問」とすること。

持ち込み、郵送、ＦＡＸ、電話等による質問は受け付けない。質問受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は契約事務担当課が行うものとする。ただし、電話による受理確認は差支えない。

（２）質問の回答

令和４年７月６日（水）までに、当該質問書提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加資格確認申請者に対して電子メールにて回答する。

５　入札手続等

（１）入札及び開札の日時

日　時　　令和４年７月２２日（金）　午前１１時

場　所　　千葉市役所本庁舎８階　市民局相談室

（千葉市中央区千葉港１－１）

（２）入札方法

入札者は、前記（１）の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。（入札参加資格確認結果通知書の写しの提出を求めますので、必ず持参すること。）

ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きして、後記９の契約事務担当課宛とし、令和４年７月２０日（水）までに郵便にて必着のこと。

（３）入札書に記載する金額

入札金額は、契約初年度に要する賃貸借料の税抜額を記載すること（借入期間全体の総額ではないので注意すること。）。

（参考：入札金額＝月額×契約初年度に要する月数（４か月）の税抜額）

また、次年度以降の各年度における賃貸借料（税抜）は、令和５年度から令和８年度においては入札金額に３を乗じて得た額及び令和９年度においては入札金額に２を乗じて得た額とする。

（４）入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、代理人が入札・開札に立ち会う場合は、委任状を提出すること。委任状の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

（５）入札保証金　要（ただし、千葉市契約規則（昭和４０年千葉市規則第３号）第８条に該当する場合は、免除とする。）

（６）落札者の決定方法　千葉市契約規則第１０条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

（７）無効となる入札　千葉市契約規則第１６条の規定に該当する入札

６　開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。

７　再度入札の実施

（１）開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がないときは、直ちに再度入札を行う。

（２）再度入札の回数は１回とする。

（３）再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立ち会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

８　契約の手続等

（１）契約保証金

要（当該年度における賃借料の１／１０以上。ただし、千葉市契約規則第２９条に該当する場合は免除とする。）

（２）契約書作成の要否

要

（３）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（４）契約条項等の閲覧

千葉市市民局市民自治推進部地域安全課で閲覧できる。

（５）契約を締結した会計年度の翌年度以降において、本件に係る予算が措置されない場合は、変更契約の締結、または契約の解除を行う。

９　契約事務担当課

〒260-0852　千葉市中央区千葉港１番１号
千葉市市民局市民自治推進部地域安全課
電話043－245－5264
電子メールアドレス　chiikianzen.CIC@city.chiba.lg.jp